
督促等手数料及び介護予防・日常生活
支援総合事業に係る利用者負担金
に関する審議結果
(答申)

令和元年（2019年）5月

益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
① 益城町中期財政見通し.....	2
② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	3
3. 答申.....	4
4. 審議を通しての審議会の所見.....	6

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする手数料等

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、別途審議会を開催し審議を行う）。

（手数料及び利用者負担金）

	担当課	料金種別
1	税務課	督促手数料
2	住民保険課	諸証明書交付・印鑑登録証交付・再交付手数料
3	〃	一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証関連手数料
4	福祉課	介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
(H30.9月作成)

一般会計をベースに平成29年度決算を基に試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
町税、地方交付税等 (臨財債含む)	8,252	8,611	8,590	8,744	8,822	9,028	9,067	8,828	10,046
町債(臨財債除く)	6,144	17,961	6,053	3,891	3,999	410	359	278	298
国庫支出金等、 その他	15,484	43,766	7,744	4,985	4,386	4,257	4,217	4,964	4,016
歳入合計 A	29,880	70,338	22,387	17,619	17,207	13,695	13,644	14,070	14,360

【歳出】

区分	H29 決算額	H30 見込額	H31 見込額	2020 見込額	2021 見込額	2022 見込額	2023 見込額	2024 見込額	2025 見込額
義務的 経費	人件費	2,131	2,691	2,687	2,667	2,586	2,570	2,443	2,423
	扶助費	2,112	1,678	1,718	1,760	1,803	1,847	1,893	1,939
	公債費	976	941	961	1,446	1,758	1,968	2,078	2,923
	うち地震分	(9)	(35)	(105)	(619)	(917)	(1,127)	(1,319)	(2,721)
投資的経費	16,188	59,172	11,882	6,417	5,578	1,402	1,299	1,195	1,111
うち地震分	14,495	58,853	11,590	6,274	4,721	1,271	1,249	1,145	1,061
その他の経費	7,709	6,027	5,725	6,363	6,503	6,512	6,468	6,216	6,185
歳出合計 B	29,116	70,509	22,973	18,653	18,229	14,300	14,181	14,705	15,052

	H29	H30	H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025
財源不足額 C (A-B)	764	▲171	▲585	▲1,033	▲1,023	▲606	▲537	▲636	▲692

【試算結果を踏まえて】

- 熊本地震関連事業の見直しによる事業費の減少、それに伴う公債費の減少により、通年での歳入・歳出の予算規模は前回試算よりも減少となった。
- 熊本地震関連の償還が本格化する2020年度以降、公債費は増加傾向。
- 財源不足額は前回試算よりも減少傾向にあるものの、毎年度の財源不足への対策として、事務事業の見直しや財政調整用基金を充当しても、2020年度以降、毎年4～7億円の財源不足が生じる見込み。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、負担金や使用料等の見直し等更なる収支改善に向けた対策を実施し、引き続き国・県に対して財政支援を要望していくこととしている。

② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の4つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている4つの手数料等について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[督促手数料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区 分	現行使用料	改定使用料
督促手数料	100円	100円

[諸証明書交付手数料、印鑑登録証交付・再交付手数料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区 分	現行使用料	改定使用料
諸証明書交付手数料(※1)	300円	300円
印鑑登録証交付手数料	300円	300円
印鑑登録証再交付手数料	500円	500円

※1 諸証明書交付対象手数料の詳細

手 数 料 名	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	諸税および公課に関する証明
住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	不動産に関する証明
住民基本台帳法第12条の2第4項に伴う住民票の写しの特例交付手数料	営業に関する証明
住民票の記載事項に関する証明書手数料	公簿、公文書及び図面の閲覧
身分に関する証明書手数料	公募、公文書及び図面の証明
印鑑に関する証明書手数料	その他の証明

附帯意見

1) 次期見直しに向けた関連データの収集

今回の使用料等の見直しにおいて料金案に反映できるよう、該当する業務ごとの平均処理時間や発生する費用についてデータを収集すること。

[一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証交付・更新・再交付手数料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区 分	現行使用料	改定使用料
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証の交付手数料	10,000 円	10,000 円
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証の更新手数料	8,000 円	8,000 円
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証の再交付手数料	1,000 円	1,000 円

附帯意見

1) 次期見直しに向けた関連データの収集

次回の使用料等の見直しにおいて料金案に反映できるよう、該当する業務ごとの平均処理時間や発生する費用についてデータを収集すること。

[介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金]

料金案については適当と判断する。

料金案

区 分	現行使用料	改定使用料
通所型サービスA (はつらつ教室・保健福祉センター型)	1,000 円/月 もしくは 6,000 円/ 1クール	1,000 円/月 もしくは 6,000 円/ 1クール
通所型サービスC (はつらつ教室・事業所型・いこいの家型)	2,000 円/月 もしくは 6,000 円/ 1クール	2,000 円/月 もしくは 6,000 円/ 1クール
通所型サービスC (栄養改善教室)	2,000 円/6 月	2,000 円/6 月
通所型サービスC (笑食笑食教室)	1,000 円/4 月	1,000 円/4 月

附帯意見

1) 事業の運用面の改善及び方向性の再検討

事業の周知広報や現況調査など、制度に該当しうる潜在的利用者の状況把握に努めるとともに、目標利用率等を数値化することによる事業の方向性の明確化を図ること。また、それに伴う事業コストの最適化を図ること。

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 一般住民、民間事業者など、その事務によって利益を受ける受益者の属性に応じた、受益者負担率 100%を超える手数料設定等の検討
- ・ 手数料等の切り上げ単位の検討

以上の点について取り組み、その検討結果を「益城町使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に盛り込むことは、受益者負担の適正化、歳入確保による町の財政健全化を推進するうえで必要になってくると考える。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。